

令和7年3月1日

指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）
指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）の運営規程

第1条 医療法人平田クリニックが開設する医療法人平田クリニックグループホーム東望の里が実施する指定認知症対応型生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

1. 事業主体概要

事業所主体 医療法人平田クリニック
代表者 平田 哲也

2. 施設概要

施設名 医療法人平田クリニックグループホーム東望の里
事業所番号 4270103239
所在地 長崎県長崎市田中町 879 番地
電話番号 095-838-7133
施設が提供するサービス窓口
電話 095-838-7133
担当者 東望の里 管理責任者 其田 洋子 ・ 佐藤 勝子

敷地概要 858 m²

建物概要 述べ面積 755 m² 鉄骨3階建て 平成14年11月施工

2階グループホーム概要

252.96 m² (3階建てのうち2階部分)

居室概要 介護居室 9室 (10.88 m²)

定員9名

3階グループホーム概要

248.00 m² (3階建てのうち3階部分)

居室概要 介護居室 9室 (10.88 m²)

定員9名

利用者定員 18名 (2ユニット)

共同施設 食堂兼談話室、浴室、車椅子用トイレ、花壇

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態であって認知症の状態にある者に、適正な指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 1. 指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）の事業者は、要介護状態及び要支援状態（要支援2）であって、認知の状態にあるもの（著しい精神症状や著しい行動障害があるもの、急性期状態にあるものを除く）に対して、共同生活住居において、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等のその他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）の実施にあつては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市長村の職員又は、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括センターの職員、地域住民の代表等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設ける。
3. 事業の運営に当たっては、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
4. 事業の運営に当たっては、提供した認知症対応型共同生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）に関する利用者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市長村が行う実施するに事業の協力を努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- ① 名称 医療法人 平田クリニック グループホーム 東望の里
- ② 所在地 長崎市田中町 879 番地

(従業者の職種、員数、および職務内容)

運営する指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）は2ユニットとする。

第5条 従業員の職種、員数、及び職務内容は1ユニットあたり次の通りとする。

- ① 管理者 常勤2名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）提供にあたる。

- ② サービス計画担当者 非常勤1名（介護支援専門員）

利用者のサービス計画を作成し、また、家族との連携、相談、調整を行う。

- ③ 介護職員 常勤13名

非常勤3名 ※夜勤時間帯は、常時各階1名配置。

介護職員は、指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）を提供する。

指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）の内容

第6条

指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）は、要介護者及び要支援者であって、認知の状態にあるものを対象に共同生活を送る住居を準備し、利用者3人に1人の介護職員（夜間は夜勤職員各階1名）を配置し、共同生活介護を提供する。

（利用料その他の費用の額）

第7条 1. 指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証の通りとする。

2. 保険対象外サービス分

食材費	1,530 円／日
食材費（生活保護受給者）	1,330 円／日
居室料	1,190 円／日
水道光熱費	600 円／日
テレビ	1,000 円／月（ケーブル料金）
管理費（消防設備・エレベーター・電気保安等の点検、上下水道清掃料）	2,000 円／月
基本リネン代	1,815 円／月
通院支援料	1,000 円／回

おむつ類、その他の介護用品の販売は原価より5%の付加料金で請求

上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用の実費徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をして同意を得たものに限り徴収する。※理美容代、医療費（医療保険自己負担分）は施設が立替払いし、月末に実費でグループホーム利用料金と一緒に請求いたします。

入院や外泊した場合、食材費、水道光熱費は、完全に留守にした日数を差し引き請求いたします。

連携病院以外の通院、連携病院への定期健診以外の通院に当施設の職員が同行した場合には通院支援料 1,000 円を請求致します。

（利用者の定員）

第8条 利用者の定員は1ユニットあたり9人（2ユニット18人）とする。（個室18）

(入居にあたっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護（短期利用）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）への入居にあたっては、主治医の診断書に基づき、認知状態であることを確認する。

1. 入居者が入院治療を要する場合は、他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する。
2. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。
3. 利用者の入所にあたっては利用者および身元保証人に契約書、重要事項を文書で交付して説明を行い上で同意を得るものとする。
4. 利用者は契約書および重要事項の内容に同意した後はこれを遵守する。

(非常災害対策)

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法8条に規定する消火管理者を設置して非常災害対策を行う。

1. 防火管理者と火元責任者は事業所介護職員から選任する。
2. 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
3. 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立会う。
4. 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
5. 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
6. 防火管理者は、災害訓練の年間計画を作成するものとする。
7. 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 教育及び基礎訓練（消火・通報・避難・その他） 毎月一回
 - ② 利用者を含めた総合訓練（その内一回は夜間想定）年二回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底 随時
8. その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待防止に関する事項)

第11条 1 入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止等の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(その他運営に関する留意事項)

第 12 条 従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 1 回

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。
3. この規定に定める事項の、運営に関する重要事項は、医療法人平田クリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束その他の行動制限)

第 13 条 1、施設は、入所者または、他の入所者等の生命または、身体を保護するため緊急やむを得ぬ場合を除き、入所者に対し身体拘束その他の方法により入所者の身体の行動を制限いたしません。

緊急やむをえない場合とは

- 1) 切迫性、利用者本人または、他の利用者等の生命又は、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - 2) 非代替性、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護及び対応の方法がないこと。
 - 3) 一時性、身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること。
- 2、施設が入所者に対し、身体拘束、その他の方法により入所者の行動を制限する場合は、施設が事前に入所者に対し行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について充分説明をして同意を得る。
 - 3、施設が入所者に対し、身体拘束、その他の方法により入所者の行動を制限する場合は、施設が入所者の家族に対し主治医の診断内容、行動制限の根拠、見込まれる期間について充分説明をして同意を得、同意書を戴く。
 - 4、前項に基づき、利用者、利用者の家族に対し充分説明をし、同意を求めても利用者、家族どちらからも同意が得られない場合拘束は致しません。ただしその場合は主治医、専門医の意見を求め適切な措置を致します。

5、施設が入所者に対し、身体拘束その他の方法により入所者の行動を制限した場合は、介護サービス記録に次の事項を記載します。

- 1) 入所者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間、及び実施された期間。
- 2) 前項に基づく施設の入所者に対する説明の時期、及びその内容、その際のやりとりの概要。
- 3) 前項に基づく施設の入所者の家族に対する説明の時期、及びその内容、その際のやりとりの概要。